

令和元年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

(2) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

- ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
- ・補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
- ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の18団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（13団体）

- 公益財団法人 長田ふるさと財団
- 公益財団法人 やまなみ文化基金
- 公益財団法人 やまなし文化学習協会
- 公立大学法人 山梨県立大学
- 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
- 地方独立行政法人 山梨県立病院機構
- 公益財団法人 山梨県国際交流協会
- 公益財団法人 山梨県子牛育成協会
- 公益財団法人 山梨県スポーツ協会
- 公益社団法人 山梨県私学教育振興会
- 公益財団法人 山梨県緑化推進機構
- 公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
- 公益社団法人 山梨県畜産協会

(2) 補助金等交付団体（2団体）

- 学校法人 帝京大学【帝京山梨看護専門学校運営費補助金、山梨県看護師等養成所運営費補助金】
- 山梨県農畜産物販売強化対策協議会【農産物ブランド化支援事業費補助金】

(3) 公の施設管理団体（3団体）

- 社会福祉法人 蒼溪会【山梨県立あゆみの家】
- 社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会【山梨県立梨の実寮、山梨県立育精福祉センター成人寮】
- 富士観光開発・富士グリーンテックグループ【山梨県曾根丘陵公園】

3 監査対象期間

平成30年度

4 監査実施期間

令和元年9月3日～令和元年12月25日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 0件

(2) 指導事項 33件

(3) 注意事項 16件

9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙1のとおりである。

10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

(1) 監査実施団体への意見

別紙2のとおりである。

(2) 総括的な意見

今回の監査において、各団体で定められた規程等の内容の不備や規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものが見受けられた。また、公益法人会計基準の運用指針に係る一部改正の内容が、認識されていない状況も見受けられた。各団体においては、適時規程等の必要な見直しを行うとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底し、法令等に則った事務処理の適正性の確保に努められたい。

また、各団体の所管課においては、このような状況を踏まえ、出資法人等の経営が適正かつ安定的に行われるよう、必要な指導・助言に努められたい。

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団	
所管部(局)課	県民生活部 県民生活・男女参画課	
監査実施日	令和元年9月5日	
事業の概要	<p>福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業</p> <p>(2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業</p> <p>(3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業</p> <p>(4) 看護の促進に関する事業</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 59.6%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	なし
	<注意事項>	3件

監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金	
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課	
監査実施日	令和元年9月3日	
事業の概要	<p>山梨県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 地域文化振興事業への助成</p> <p>(2) 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成</p> <p>(3) 文化教養活動の奨励、助成</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 100.0%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	<p>仕訳帳に代わるものとして、伝票を起票しているが、平成30年度期末時に未払金となっている支払助成金2件について、振替伝票を起票せず、エクセルで作成している総勘定元帳の「未払金勘定」へ直接入力していた。</p>
	<注意事項>	なし

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課(出捐金)、県民生活・男女参画課(公の施設管理)	
監査実施日	令和元年9月25日、26日 11月1日	
事業の概要	<p>文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 芸術文化の推進及び振興</p> <p>(2) 生涯学習の推進及び振興</p> <p>(3) 男女共同参画の推進及び振興</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.0%)	15,000,000 円
	<公の施設管理> 山梨県立男女共同参画推進センター	

	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料（平成 30 年度） 130,161,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 1 平成 31 年 2 月 7 日～8 日の金沢への研修旅費について、特急の指定席料金の算定に誤りがあり、旅費が過大に支給されているものがあった。 2 通勤手当について、給与規程第 14 条の 5 に係る別表において、4 輪自動車は片道 20km を超える場合、1km ごとに 580 円加算すると規定されているが、加算額の算定において距離の小数点以下の処理に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。 3 財務諸表に対する注記において、記載項目である「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」並びに「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に、特定資産の内容が記載されていなかった。 4 ことぶき勸学院の院生に対するスポーツ安全保険の加入申込金について、徴収した現金は払込するまで施錠可能なロッカーに保管されていたが、会計処理が行われていなかったことから、財務規程第 40 条に会計帳簿として定めている現金出納帳が作成されておらず、現金の管理方法が適切に行われていなかった。 5 複写機保守請負契約書において、保守料金はカウンター数値に契約単価を乗じた額として単価契約としているが、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていた。 6 消費税及び地方消費税の確定申告において、不課税仕入れである香典について、集計表での計算誤りにより課税仕入れとして申告しており、納付税額が過少となっていた。また、総勘定元帳において、当該香典の消費税区分を「課税仕入」としており、消費税及び地方消費税申告については、申告関係資料として別途作成した集計表に基づき申告書を作成しているため消費税申告額に影響はないが、経理処理にあたり「不課税仕入」とすべきである。
	<注意事項> 4 件

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部（局）課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	令和元年 9 月 18 日、19 日 11 月 20 日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 100.0%) 7,152,075,733 円 [交付金] 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金（標準運営費交付金） 920,894,000 円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金（特定運営費交付金） 15,856,112 円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 1 会計責任者の交代にあたり、会計事務取扱規程第 4 条に基づく引継書が作成されていなかった。 2 西武バス、西武鉄道、JR で通勤し、定期券で支給している教員の通勤手当において、

	<p>過大に支給しているものがあつた。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) 平成 28 年度授業料後期分 267,900 円</p> <p>4 債権管理規程第 10 条に「会計責任者は、毎月、未収債権の調査を行い、半期毎に、未収債権の内容及び今後の回収計画について理事長に報告しなければならない。」と定めているが、授業料の債権管理において、平成 30 年 7 月以降監査日現在まで、未納者との交渉等が行われていないものがあつた。また、半期毎の報告も行われていなかった。</p> <p>5 会計事務取扱規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に「別表 1 に定める職員に事務を委任し、会計処理を行う。」と定めているが、出金伝票について、決裁権者による決裁印が押印されていないものがあつた。</p> <p>6 自動販売機設置に伴う財産の貸付について、施設等(賃)貸借契約書に「四半期ごとに自動販売機の売上本数並びに売上金額を報告する」こととなっているが、報告書が提出されていないものがあつた。</p>
	<注意事項> 2 件

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課(出資金) 障害福祉課(公の施設管理)	
監査実施日	令和元年 10 月 1 日、2 日 11 月 21 日	
事業の概要	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 養護老人ホーム・児童養護施設・特別養護老人ホーム・障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業・老人短期入所事業・障害福祉サービス事業・聴覚障害者情報提供施設・老人居宅介護等事業・相談支援事業の経営</p>	
財政的援助等の内容	<p>[出資金] (出資率 83.4%) 13,300,000 円</p> <p><公の施設管理> 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料(平成 30 年度) 33,929,000 円</p>	
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 平成 29 年度以前の未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) 桃源荘 事業未収金 209,368 円 サテライト桃源荘 事業未収金 899,750 円 合計 1,109,118 円</p> <p>2 短時間勤務者に係る通勤手当の支給において、手当額変更の際の支給額に、過払いが発生していた。</p>	
	<注意事項> 1 件	

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和元年 10 月 8 日、9 日 12 月 5 日	
事業の概要	<p>山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 医療を提供すること</p>	

	(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと (4) 医療に関する地域への支援を行うこと (5) 災害時における医療救護を行うこと (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 100.0%) 243,220,940 円 [補助金] 山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金 247,016,000 円 周産期母子医療センター運営費補助金 15,025,000 円 山梨県がんゲノム医療推進事業補助金 17,000,000 円 がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 10,466,000 円 分娩手当等支給事業補助金 3,920,000 円 救急搬送受入支援事業費補助金 3,541,000 円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 3,202,000 円 訪問看護ステーション開設準備等補助金 3,100,000 円 山梨県 NICU 入院児退院支援コーディネーター事業費補助金 1,812,000 円 新人看護職員卒後研修事業費補助金 1,712,000 円 感染症外来協力医療機関整備事業費補助金 230,000 円 [貸付金] 県立病院機構施設整備等資金貸付金 762,000,000 円 [負担金] 県立病院機構運営費負担金 3,632,967,000 円	
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 1 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) 中央病院 193,215,876 円 北病院 15,378,144 円 合 計 208,594,020 円 2 会計規程実施規程第 13 条に定める取引金融機関に登録した印鑑について、法人印管理規程第 5 条に基づく法人印台帳が作成されていなかった。 3 金銭出納員及び物品出納員の交代にあたり、会計規程実施規程第 2 条に基づく引継書が作成されていなかった。 4 契約書記載内容に不備があった。 ①院外洗濯業務委託契約書は単価契約であるが、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 ②感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書の違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 5 本部において県債 5 億円分を取得しているが、当該支出について会計規程に定める予算の流用を行う場合に必要の手続がとられていなかった。	
	<注意事項> 1 件	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	観光部 国際観光交流課
監査実施日	令和元年 10 月 31 日
事業の概要	県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流の推進に関すること (2) 国際協力の推進に関すること (3) 多文化共生の推進に関すること (4) 海外山梨県人会との連携に関すること (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること

	(6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること	
財政的援助等の内容	[出損金] (出捐率 79.8%) 〈公の施設管理〉 山梨県立国際交流センター 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度)	200, 100, 000 円 36, 801, 000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] なし	
	〈注意事項〉 1 件	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和元年 10 月 23 日	
事業の概要	<p>山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務受託事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出損金] (出捐率 100.0%) 〈公の施設管理〉 山梨県立まきば公園 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度)	10, 000, 000 円 17, 246, 000 円 203, 058, 000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項]	<p>1 財務規程第 23 条で、現金出納帳を備え出納のつど記載し整理しなければならないと規定されているが、肥料の現金販売に係る出納が現金出納帳に記載されていないものがあつた。</p> <p>2 物品(牧草地肥料、農業機械等)の購入にあたり、納品書に検収が行われていないものがあつた。</p>
	〈注意事項〉 なし	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県スポーツ協会	
所管部(局)課	教育庁 スポーツ健康課(出損金、補助金、公の施設管理) 県土整備部 都市計画課(公の施設管理)	
監査実施日	令和元年 10 月 28 日、29 日 12 月 2 日	
事業の概要	<p>山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。</p> <p>(1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること</p>	

	<p>(7) スポーツ少年団を育成すること</p> <p>(8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること</p> <p>(9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること</p> <p>(10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること</p> <p>(11) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと</p> <p>(12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと</p>	
財政的援助等の内容	<p>[出捐金] (出捐率 86.8%) 200,050,000 円</p> <p>[補助金] (公財)山梨県体育協会事業費等補助金 88,317,468 円</p> <p>(公財)山梨県体育協会事業費等補助金(競技力向上) 67,419,674 円</p> <p><公の施設管理> 山梨県小瀬スポーツ公園</p> <p>指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 30 年度) 433,791,000 円</p> <p>山梨県富士北麓公園</p> <p>指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 30 年度) 85,875,000 円</p> <p>山梨県緑が丘スポーツ公園</p> <p>指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 30 年度) 74,773,000 円</p> <p>山梨県立八ヶ岳スケートセンター</p> <p>指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 30 年度) 51,297,000 円</p> <p>山梨県立八代射撃場</p> <p>指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 30 年度) 5,934,000 円</p>	
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 会計規程第 41 条に「現金は、毎日出納閉鎖後に残高を関係帳簿と照合してその正確を期さなければならない」と定めているが、補助金等及び特定資産に係る公益目的事業会計において、資金前渡された現金を該当者へ交付、精算(戻入)するまでの現金管理が、会計規程に沿った取扱いとなっていなかった。</p> <p>2 平成 30 年度公認指導員・上級指導員養成講習会に係る委託業務において、次のとおり不備があった。</p> <p>①支出負担行為伺いについて、会計規程第 32 条に「支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為伺いにより決裁を受けなければならない」と定めているが、業務開始日以後の日付で処理されていた。</p> <p>②委託契約書において、締結日が業務開始日以後の日付となっていた。また、委託契約書の委託期間が承認を受けた期間と異なっていた。</p> <p>3 平成 30 年度山梨県スポーツ指導者協議会補助金及び平成 30 年度生涯・地域スポーツ推進委託事業に係る実績報告書について、同補助金交付要綱及び同委託契約書に定められた提出期限を遅延して提出されていた。</p> <p>4 山梨県スポーツ指導者協議会補助金について、同補助金交付要綱第 2 条に補助対象事業として支出できる経費の費目が定められているが、平成 30 年度の収支予算及び収支決算に、要綱で定めていない経費の費目が計上されていた。</p> <p><注意事項> なし</p>	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県私学教育振興会
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	令和元年 10 月 16 日

事業の概要	山梨県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、県民の修学機会を確保するための支援を行い、もって山梨県における教育文化の高揚に資することを目的とする。 (1) 私立学校間の相互協力を推進する事業 (2) 私立学校の運営の改善強化に関する事業 (3) 私立学校の上部団体及びその他の教育機関との連絡調整の事業 (4) 私立学校の教職員の福利厚生事業 (5) 山梨県私立幼稚園 PTA 連合会及び山梨県私立中学高等学校 PTA 連合会の事務局の業務 (6) 私立学校の教育環境の改善を図るための事業 (7) その他上記に定める事業に関連する事業	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 49.0%)	100,000,000 円
	[補助金] 山梨県私学教職員退職資金造成補助金	68,850,000 円
	山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金	53,086,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 経理規程第 4 条で規定する勘定科目体系に貸借対照表科目が定められていなかった。	
	<注意事項> 1 件	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県緑化推進機構	
所管部(局)課	森林環境部 みどり自然課	
監査実施日	令和元年 10 月 3 日	
事業の概要	緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与することを目的とする。 (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業 (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業 (3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業 (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業 (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 27.6%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 1 物品の購入において、請求書及び納品書に日付(請求年月日及び納品年月日)の記載がないものに支払を行っているものがあった。 2 6 月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は 12 月 1 日から 5 月 31 日の 6 か月であり、12 月末決算のため支給総額の 6 か月分のうち 1 か月分を、公益法人会計基準に関する実務指針に基づき賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。	
	<注意事項> 1 件	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	
所管部(局)課	農政部 果樹・6 次産業振興課	
監査実施日	令和元年 9 月 25 日	
事業の概要	農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究を行い、農業用廃プラスチックを適正に処理することによって、自然的又は社会的な環境公害を未然に防止することを目的とする。 (1) 農業用廃プラスチックの処理及び再利用に関すること (2) 農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究に関すること (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 47.9%)	15,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 会計規程第 34 条において、固定資産を売却するときは理事長の決裁を受けなければならないとされているが、理事長の決裁を得ず売却されているものがあった。	
	<注意事項> なし	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県畜産協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和元年 10 月 23 日 12 月 2 日	
事業の概要	<p>畜産業を営むもの及びその組織する団体の経営安定、運営及び保健衛生に関する指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進し、畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業 (2) 畜産物の生産、流通に関する啓発、調査研究及び研修会・講習会の開催並びに情報の提供に関する事業 (3) 家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業 (4) 生産者補給金の交付に関する事業 (5) 肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業 (6) 肉用子牛の生産振興に関する事業 (7) 家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業 (8) 家畜伝染病疾病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業 (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 40.6%)	87,500,000 円
	[補助金] 山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金	1,184,993 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 給与規程において、事務局長が決定することとされている通勤手当、住居手当が事務局次長により行われていた。	
	<注意事項> 2 件	

監査対象団体	学校法人 帝京大学	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和元年 10 月 24 日	
財政的援助等の内容	[補助金] ①帝京山梨看護専門学校運営費補助金	36,000,000 円
	②山梨県看護師等養成所運営費補助金	25,577,000 円
補助の目的	<p>①看護師確保対策を推進するため、学校法人帝京大学の設置する帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>②看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。</p>	
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] なし	
	<注意事項> なし	

監査対象団体	山梨県農畜産物販売強化対策協議会	
所管部(局)課	農政部 果樹・6次産業振興課 販売・輸出支援室	
監査実施日	令和元年 11 月 20 日	

財政的援助等の内容	[補助金] 農産物ブランド化支援事業費補助金	14,000,000円
補助の目的	本県農業の生産振興等を図ることを目的として山梨県農畜産物販売強化対策協議会が実施する消費宣伝活動等に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	なし
	<注意事項>	なし

監査対象団体	社会福祉法人 蒼溪会	
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和元年10月11日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立あゆみの家 指定期間 平成29年4月1日～令和3年3月31日 指定管理料(平成30年度) 0円	
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	なし
	<注意事項>	なし

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会	
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和元年10月17日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立梨の実寮 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日 指定管理料(平成30年度) 0円 山梨県立育精福祉センター成人寮 指定期間 平成30年4月1日～令和4年3月31日 指定管理料(平成30年度) 0円	
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	指定管理業務に係る支出において、経理規程第12条第3項に「会計伝票には、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない」、また、第25条第2項に「金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない」と定めているが、会計伝票(振替伝票)及び伺い書に、会計責任者の承認印の押印等が行われていないものがあつた。
	<注意事項>	なし

監査対象団体	富士観光開発・富士グリーンテックグループ	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	令和元年11月8日 12月25日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県曾根丘陵公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成30年度) 65,124,000円	
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	事業報告書「管理業務にかかる収支決算」において、イベントの支払に係る源泉徴収税額が重複して計上されており、支出実績額が過大に計上されていた。
	<注意事項>	なし

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
意見	見 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。
監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
意見	見 会計事務取扱規程など各種規程に定める事務手続きにおける不備等が多数見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等を再確認するとともに、さらなる効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。
監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
意見	見 医薬品及び診療材料の受入れ及び払出しについては、物品システムにより数量の管理が行われている一方、病棟等に払い出された医薬品等については、決算時の実地棚卸での管理のみとなっている。過去に医薬品の紛失事案が発生したことを踏まえ、決算時の在庫確認のみでなく、定期的に在庫数量を突合するなど、同様事案の早期発見と早期対応が可能となるような方策を検討されたい。
監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会
意見	見 小口経費支払用の現金は現金出納帳、建物等のその他固定資産は固定資産台帳を作成し管理しているが、財務規程では備えるべき帳簿として、現金出納帳及び財産台帳が明記されているのみで、各々の経理処理や管理方法等に関して明文化されていない。特にその他固定資産については、設立当初は保有していなかったため、規定する必要がなかったが、現状は少量ながら保有している。今後の厳正な現金取扱及び適正な事務執行のため、規程類の整備を検討されたい。